

# 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会 表彰規程

第1条 一般社団法人 鳥取県障がい者スポーツ協会は、定款第4条の規定により本県障がい者スポーツの発展のため功績のあったものに対して次の表彰を行う。

1 功労賞

永年にわたり、本県の障がい者スポーツの発展及び本協会発展に功労顕著であった者。

2 精励賞

永年にわたり、本協会及び加盟団体の育成・発展、選手の育成強化に努め、障がい者スポーツの発展に努めた役員及び指導者。

3 協会長賞

当該年度の全国大会等において、上位に入賞した選手またはチーム。

4 優秀競技者賞

当該年度の全国大会等において、入賞した選手又はチーム及び永年にわたり対外試合に活躍した選手及びチーム。

5 奨励賞

当該年度の職域又は特別の出場制限を設けた全国大会等において、上位に入賞した選手又はチーム。

6 優良団体賞

継続的に活動し、優れた実績を挙げて本県障がい者スポーツの振興に多大の貢献をしたと認められる団体等。

7 特別賞

(1) パラリンピック大会、デフリンピック大会に出場した選手並びに国際大会で優秀な成績をあげた選手。

(2) 本県で開催された全国規模の障がい者スポーツ大会等において顕著な功績をあげた者。

(3) 本県障がい者スポーツの充実、発展に著しく貢献し、他の模範となる者。

第2条 この規程により表彰するときは、表彰状及び記念品を贈る。

第3条 功労賞、精励賞は、それぞれ重ねて表彰しない。

第4条 表彰は、原則として加盟団体の推薦及び当協会の推薦に基づき、選考委員会によって審査のうえ決定する。表彰の時期及び方法については選考委員会において決定する。

第5条 選考委員会は、会長、副会長、常務理事ほか、次の加盟団体等より構成する。

(1) 加盟競技団体代表 2名

(2) 特別支援学校の代表 1名

(3) 学識経験者 若干名

第6条 感謝状

本協会の発展と障がい者スポーツ振興に顕著な功績のあった者に対し感謝状と記念品を贈り感謝の意を表する。

2 感謝状及び記念品の贈呈は、理事会の決定による。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

付 則 この規程は、平成22年7月22日から施行する。

付 則 この規程は、平成29年1月16日から施行する。